

1. 件名：「東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所・福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更及び東京電力ホールディングス（株）福島第二原子力発電所第1～4号炉の廃止措置計画変更に関する審査会合への対応について」
2. 日時：令和4年12月12日（月） 15時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、福原管理官補佐、宮嶋安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部 保安管理グループマネージャー 他6名
5. 自動文字起こし結果
別紙の通り
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果を非公開箇所を除きそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
資料1：受動形個人線量計の導入及び柏崎刈羽原子力発電所組織改編に伴う保安規定の変更について
資料2：福島第二原子力発電所1号（2，3，4号）発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	皆様お疲れ様です。
0:00:03	規制庁の福原です。
0:00:05	今日はですね
0:00:08	保安規定の変更認可申請受動型個人線量計の導入とあと、
0:00:14	について、あとですね、
0:00:18	福島第二の廃止措置計画、
0:00:20	の変更認可申請についてということでヒアリングを今から実施したいと 思います。
0:00:26	資料の方はもう事前に私ども規制庁側の人間は、一通り見てますの で、書いてないところがもしあれば、補足的なところもしあれば説明いた だければと思います。それでは東京電力さんの方で、
0:00:40	はい。東京電力の田澤と申します。それでは説明させていただきます。 その前に資料確認いたしますけれども、資料の1とございまして、資料 1はもう、
0:00:51	資料2が開設計画ということで、
0:00:55	はい。それでは
0:00:57	先ほど
0:00:59	ありますけどちょっと二つに分けてお話をいただき、十分について、ま ず、前年、
0:01:11	東京電力の向田と申します。よろしく願いいたします。
0:01:16	まず資料1の児童型個人線量計の導入及び、
0:01:20	の部分になります。
0:01:25	今回本件ですね
0:01:28	103、柏崎、保安規定の132駅の施工従事をされている特定手続きの 管理の変更になります。法令改正でRI法の改正に移りまして、
0:01:41	JAB
0:01:43	の認定制度、ISOis阿部の2号に基づき、
0:01:47	認定された、
0:01:49	測定サービス事業者が、児童が個人線量計を提供すれば測定を行う。
0:01:55	他法令が来年10月から施行されますけども、
0:02:00	我々、弊社の方ではですね、セイキの管理自体が7月から7月を区切 りとして行っておりますので、この改定を4月から運用開始すると。
0:02:11	ということで、今回、保安規定の変更申請をさせていただきたいと考 えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	内容自体は資料に書いてある通りでございます5 ページ目が、APD 考えるかっていうなものです、
0:02:26	この評価用ってということになりますけども、ガラスバッジなしのルミネス バッジ 9。
0:02:31	主にはこの値をこのA社の
0:02:35	パッチのスタッフだと思いますけれども、先ほど、
0:02:38	移動から線量検知に変わるといったものです。
0:02:43	それから、
0:02:44	はい。7 ページ目になりますけども、その変更の考え方ですけども、
0:02:49	今までですねAPDというものを電子線量計を使っておりましたけども、P PBにつきましてはほぼ交換の交換グループです。
0:02:59	8 ページの評価グループは、設備所管グループになって定期点検を行って、必要な数量を確保していたと、ということから 130 人。
0:03:07	底辺市政の予定を記載しておりましたけども、法令改正に伴いまして、外部被ばくによる線量評価については、全部認定事業者が提供する、自動化の個人線量計を使いますので、
0:03:21	各社が毎月調達して、測定、定期的な点検機能維持は、JAL認定自動車、
0:03:29	それからになります。それから、
0:03:34	東京電力やその企業については、個人線量計自体を調達配布回収、そういった住み分けになりますので、今までのAPDの扱い方があるということで、
0:03:47	50、この 103 条のところからは、低線量計を削除するといった変更となっております。
0:03:58	あとですね、10 ページ目は
0:04:02	パイプリストの改修ですとか、そういったところはですね。
0:04:05	今現在も
0:04:09	そのマニュアルの方にですね、
0:04:11	その代わりバッチ 1 分ハタ線量計の調達から配布する。
0:04:18	間に 1 ヶ月ごとにこれ回収してるんですけども回収して、そのジャムの状態測定やって、
0:04:25	計画から(10)に通知するといった、プロセス自体はですね、
0:04:31	マニュアルの方に記載して、運用しているところでございます。補足の説明は以上でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:42	はい。東京電力の五藤でございます。そうしましたら今のですね、ガラスバッジ等の変更に対しまして、保安規定と設置許可及び廃止措置計画との整合性の確認についてというところで、
0:04:55	77 ページ資料 1-3 オク、お開きください。江藤。こちらの方ですね、今回変更の際して、主査等々、抵抗しているというところを説明しておりますので、この辺り目的の部分のみ説明させていただきます。
0:05:12	平出マイカード 8 ページでございますけれども、こちらの方、失礼いたしました。
0:05:19	19 ページ、右肩 19 ページのほうですけれども、こちらの方が今回の線量計の変更に伴って、柏崎側、
0:05:30	についての設置許可との整合性の概要を示した表になってございます。
0:05:34	こちらの方ですけれども左側に今回変更する保安規定でその右に設置許可の記載済みというところで今回の変更 2 対してですね、結局該当箇所がどこになるかと。
0:05:47	いうところをお伝えしてます。その右は保安規定の変更有無というところですがけれども、今回今回変更される条文のみを抜粋してこちら記載しておりますので、すべて丸というふうに記載しております。
0:05:58	一番右のところの設置許可との整合性というところ書いてございますけれども、こちらについては次ページ以降ですね、詳細の方は説明をさせていただこうと思います。
0:06:09	少しですね資料の方は、飛ばしていただいて右肩 25 ページ。
0:06:15	ください。
0:06:16	こちらの方から柏崎の関主幹等の柏県医師会、変更する各産業の方に対しての整合性の説明を記載しているところになっております。
0:06:27	今の方本文の方には本文の 5955 のところに該当する次第がございまして、そちらに対して一番右の方で、許可の整合性説明というところで、それぞれの整合性を説明して、
0:06:41	そんな方向性になってございます。
0:06:44	右側のところですがけれども、まずその本文の方の部分については、例えば、被ばく線量評価のため個人、
0:06:55	管理継続器を設けという名が記載されておまして、そちらに関して先ほどの説明の通り、事業者で間定期的な点検等を行って、休みを確保する場合には、先ほどの 130。
0:07:07	というところに、警察等を記載しているといった状況でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:11	今後はですね調達管理等、そういったものをですね、この規定の第3条に基づいている社内規定の中で、当社として実施すべきその詳細な管理方法等を規定して、管理をしていくと。
0:07:23	ということでございますので、基本的には記載の方は成功しているといったふうに考えてございます。
0:07:30	今後の救護に関しましてですけれども、こちらは被ばく管理、
0:07:35	そして、線量をとって評価するということを記載されておまして、引き続きですね選挙管理というところは温泉について主張いたしますので、こちら整理するというふうに整理してございます。
0:07:47	その下の方の15になりますけれども、個人線量計等の引き離し剤を配布するというところを柏崎側には記載をされてございまして、衛藤先ほどの整備と同様に、第三者に基づく社内の中で管理していくので、成功していくというふうに考えてございます。
0:08:06	めくっていただいて右肩の26ページ目になります。
0:08:11	ここから添付書類の所整合性の確認というところになってございます。税務処理の8等級の、その下(3)のa項というところがございましてけれども、テンパチところの傾向に関しては、先ほどの通りですね、三条、
0:08:27	登録管理していると、こっから成功しているといった説明になってございます。
0:08:31	その下の備考になりますけれども、以降の方には管理区域に立ち入る場合には線量等量測定器を着用して、あと外部被ばくによる線量当量その日ごとに設定するといった記載がございまして。
0:08:45	こちらの差異についてはですね設置許可変更当時の記載になってございますけれども、今後はその定期的な測定に用いる自動型の線量計サトウとモリモトに管理を行う立石支店長、EPAとかね。
0:08:58	それぞれを概算で基づく社内金利管理していくということからこちら提示しているというふうに考えてございます。
0:09:06	江藤の27ページ、2ページについてはですね、先ほどの整理の基本的にはなっておりますので、説明は割愛させていただきます。
0:09:16	続いて右肩の28ページ目でございます。こちらの資料の方からは今回福島第2号の設置許可等の廃止措置計画との整合性と、
0:09:27	いうところの説明資料になってございます。こちらに概要を示しておりますけれども、柏崎で説明させていただいたその構成と基本は同じになっておりますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:40	変換をしていただいて右方の 30 ページ目になります。右肩の 30 ページ目ですけれども、こちらから先ほどと同様、設置許可と廃止措置計画の整合性というところを確認している詳細資料になってございます。
0:09:55	こちらの今開いていただいている 30 ページと次ページの 38 ページの方については、福島第 2 号設置許可との整合性になりますので基本的な考え方は、
0:10:06	先ほど橋場同様となっておりますので、ページ 31 ページの方も考えさせていただきますと思います。
0:10:15	まためくっていただいて右肩の 32 ページ目のところになりますけれども、こちらからの搬出計画の記載との整合性を確認しているところとございます。
0:10:24	ライフ計画の方ですけれども、本文の 6 項というところに、性能維持施設としての表の記載がございまして、計上この本文 6 号の表のところには、
0:10:36	ATM についてを整備するというふうに記載がされておりますけれども、こちらについては 12 月に申請させていただいた通り、開設計画の変更を行うと。
0:10:47	いうところですね申請させていただいている内容になっております。
0:10:50	また添付書類の 3 になりますけれども、こちらの方には放射線業務従事者、
0:10:57	は遠慮して評価すると。
0:11:00	言ったところが記載されておりますけれども、こちらも 5 案件に基づいた定期検査というところは今後も実施していきますのでこちらも成功していくと、というようなことを考えてございます。
0:11:10	尾関瀬川の廃止措置計画等の整合性については以上で、続いて次ページ、右肩 33 ページの資料 1-4 から、審査基準との整合性確保についてと、
0:11:21	ところを説明させていただきます。
0:11:24	開いていただきまして、右方の 34 ページのところになりますけれども、こちらの方が今回の自動型個人線量計の導入に伴う変更に関する審査基準との手順を示したページでございます。
0:11:40	当間基本的にはですね一つ目の矢羽根に書いてある通りでございまして、今回は塩崎と福島第二どちらも出させていただいているので、実用炉と、あと廃止措置側の審査基準を確認して整合性を記載しているところになってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:55	詳細な説明については下の表のところに書いてございますけれども、今回放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に該当すると。
0:12:05	いうふうに整理をしてございまして、それに対して表の右側のところですね審査基準の整合性説明のところを記載させていただいております。
0:12:14	審査基準の方ですけども、この1ポツのところ、放射線測定器の種類、所管箇所数量及び機能の維持の方法並びに、
0:12:24	使用方法が定めると記載されてございますけれども、この場所に関する整合性としてはですね、こちらの方は事業者、事業者の方でシステムの機能維持によって半測定器の管理、
0:12:38	行うものに対しては数量等を記載すると、そういった要求であるものというふうに東でございます。
0:12:44	この点をですね、変更後においても事業者が、定期的な点検を行って、点数を確保し、
0:12:51	はい。
0:12:52	今回のガラスバッジみたいな形で、自分の認定の企業の方で、木野委員の方は変わるものについては、市の方が活動していただくというところで、新基準の方にも成功しているというふうに反省をしております。
0:13:07	その下のところにポツのところになりますけれども、こちらについてはですね先ほどのご説明の通りですね、弱認定企業の方ですね、電源構成等を含めた具体的な機能維持と、
0:13:19	いうところが図れるというふうに認識をしておりますので、こちらの方は該当しないものというふうにして整理しております。
0:13:26	はい。資料1関係の、今回の受動型個人線量計に係る変更に関する案件については、非常になりますので、引き続き資料2の方で回答して説明させていただきたいと思っております。
0:13:40	はい。
0:13:42	神光寺。
0:13:46	資料の方、
0:13:48	ご説明をさせていただき、
0:13:51	ライン、
0:13:58	1枚目なんですけれども、
0:14:01	です。
0:14:02	1枚目は、
0:14:04	座っております、2ページに、
0:14:08	手順に変更管理。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:14	書いてる通りですけれども、性能維持施設の 1、
0:14:19	今回の排水計画の変更内容、
0:14:24	続いて 3 ページ目ですけれども、
0:14:27	倍増としましては、こちらに書いている通りですね。
0:14:30	1 から 4 号炉の配置計画、本部、
0:14:33	清野伊勢と変更する。
0:14:35	でございます。(2)の背景につきましては、先ほどの保安規定側の説明と同様のものになりますので、全部説明割愛。
0:14:49	続いて、4 スライド目ですけれども、変更箇所について記載をしております。
0:14:56	下の四角の枠の中には、例としてですね、福島第二の 1 号炉の開設計画の変更内容を記載しております。
0:15:06	衛藤 1 号のですね、第 6 号精密、
0:15:12	その表の抜粋を下の方に載せておまして、
0:15:16	書いております通り、赤でアンダーライン引いた箇所についての変更を行う。
0:15:22	でございます。
0:15:24	変更箇所としては、主に二つでございまして、1 と種類のところになります。
0:15:32	種類につきましては、RI法施行規則の改正に伴いまして、
0:15:39	今、利用している施工ハンドブック付きの電子試験向けですけれども、
0:15:43	こちらの方から、
0:15:46	公益財団法人の行政認定協会により認定を受けた児童型個人線量に記載を変更するもの。
0:15:54	市の記載につきましても、
0:15:58	今回ですね
0:15:59	児童が個人線量計の方は、各放射線業務者が所属することになりますので、
0:16:09	それに応じたですね、場所に変更するものとして、事務建屋内とかというふうな記載に変更してございます。
0:16:17	挨拶計画の設定としては以上になります。
0:16:22	はい。東京電力の後藤ですけど個人線量計の説明については以上になりますので、よろしく願いいたします。
0:16:31	はい。規制庁の福原ですけれども、まず私の方から何点か質問をしたいと思いますが、質問とか確認といった方がいいですねと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:43	繰り返しですけども議論審査会合でやりますので、確認はわかってる範囲、事実関係を教えてくださいということになります。
0:16:52	まずですね資料1の方から、
0:16:56	北井ですけども、資料1の、
0:17:00	4ページ。
0:17:01	になります。資料1の4ページで、
0:17:05	下の方に米印。
0:17:08	ちっちゃい小さな字で米印があるかと。
0:17:11	具体的な事業者名は、
0:17:14	結構なんですけれども、
0:17:16	一番最後の電子式線量計でジャム認定を受けた事業を他事業者はないということで、
0:17:22	これは
0:17:24	確認されたということで間違いなかったでしょうか。
0:17:28	他の事業者も、逆認定はもらってないってこと。
0:17:34	間違いなかったでしょう。
0:17:39	東京電力の相田です。
0:17:40	現時点では、
0:17:42	ベーシックにおけるJALの瀬尾笹。
0:17:46	事業者は、
0:17:47	ないと、多分、
0:17:50	はい、承知しました。
0:17:52	後からですねすみませんほかのものから追加で確認をするかもしれないです。まず一通り流しますんで、
0:17:58	続きまして同じ資料7ページになります。
0:18:04	7ページの一番下のところ、
0:18:08	同じような質問になるんですけども、7ページの一番下の行の、
0:18:13	他の事業者においても同様ですよってところ。
0:18:17	なんですけれども、事業者名は結構なんですけども他の事業者も確認された、これ事実で、間違いのないよっていう。
0:18:24	ことで、
0:18:26	消火、今の認識というか、
0:18:34	はい、相田です。
0:18:35	そうですね。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:38	他の電力さんで、もうすでに自動型、この法律が変わる前から自動化という線量計を、
0:18:45	メインの
0:18:47	線量計として使用されている。
0:18:50	事業者に関しましては、
0:18:53	同じような考え方であることを確認する。
0:18:59	はい。
0:19:00	からですけれどもわかりました。
0:19:03	あとですね資料で言えば、後半のページに関係してくるんですけども今回の
0:19:15	APDのことをですね、
0:19:18	合計を、終わってから落としますよっていう
0:19:22	思うんですけども、代わりに、社内規定に基づく調達管理とか、品証の方で管理しますよっていうことだと思うんですけども、そんなことをして、具体的にどう、
0:19:33	書くつもりでしょうか何かその、例えば保安規定の中に、電子線量計という言葉は書かないんだろうと勝手にそうしてるんですけども、
0:19:43	保安規定にはこう書いて社内規定には工学呼び出すの具体的なちよつとイメージがあれば、今の段階でのイメージがあれば教えてもらいたいですけれども。
0:19:57	はい。
0:20:00	マニュアルの方の記載イメージっていうことでよろしい。
0:20:04	フクハラですけど、全体要は保安規定には、電子式線量計という言葉を書かない。はい。
0:20:11	そこから入って、電子線量は、
0:20:18	5 ページに示します、今までは、
0:20:21	変更前ですね、
0:20:24	終わって、
0:20:28	連絡する。
0:20:30	130ヶ所だけでいうと132分でいうと50条の、
0:20:34	外部被ばく線量。
0:20:36	を評価する。
0:20:37	測定分散で、試験条件を書いておりますけれども、変更後の方は、もうこのAPD自体はですね作業完了ということで、評価用には使えないことになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:50	なので、まず、ここでAPDデータ、
0:20:55	設備として持っていた電子線量計は、評価用としては使えなくなるということが1点、もう1点は、今度境界を使う。
0:21:05	この自動型線量計というのが、当社の設備ではなくて、コジマ認定測定サービス事業者が、製造、特定、
0:21:15	点検校正、これらを行うということで、
0:21:20	はい。
0:21:22	138、232 フジイ 54 の設備所管としての、
0:21:28	規定ですね、数量を確保するところには、該当しなくなることから、まず、この規定には電子線量計を削除するといった形になります。
0:21:40	で、このグローバル作業の方ではですね、これは各社で、
0:21:46	その定住者の分、
0:21:48	調達をして、1ヶ月ごとに配布をして、イソダで使用したら、回収で、測定結果は、JAB認定事業者から、
0:22:00	したらその値を確認すると、こういったプロセスで、線量を確認することになりますので、この辺は、今の福島第一が先行して、動画の線量計を使っておりますので、
0:22:12	今、シバタの方では、構成管理、管理マニュアル等のスタッフマニュアルで、こういったプロセスを記載して終了しておりますので、福島第一柏崎におきましても、
0:22:26	コンセプトの下部マニュアルで、ここに、
0:22:29	10 ページに書かれたような運用をして、
0:22:34	そういった考え方でおります。以上です。
0:22:37	規制庁、福原です。
0:22:39	ちょっと先ほど私が、
0:22:43	質問、確認したところの趣旨を申し上げますと、
0:22:48	日々の作業管理は、A、Bでやりますよと。ただ、規則で求められている3ヶ月に1回の確認評価っていうのは、ガラスバッジで、
0:23:00	信頼性が取れてるからさしておりますので、我々、ごめんなさい、我々と私が一番気にしてる、相対的に気にしてると言った方がいいかもしれないんですけど、そこは、
0:23:11	日々の線量管理きちんとできるよねっていうところなんですね、3ヶ月に1回は大丈夫ですそれはパラスターとしてあって、多分その日々の作業管理はAPDで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:23	今日は何点何mmまでですよ、この作業は何ミリですよと決まっていますよとで、その管理っていうのが、
0:23:31	本当にきちんとできてて、
0:23:33	できてるよねってそこが要は一番見るべきところだと思ってて、そのちよっと具体的に、先ほど申し上げた後、マニュアルなんですけど要は具体的に決めてるのが、
0:23:44	保安規定ではなくて二次文書参事文章のマニュアルで定めてますよってということでよろしいですか。
0:23:52	ちよっと具体的に、何かイメージがもしわかれば。はい。そうです。
0:23:58	今の日比野
0:24:01	こっ線量の管理、
0:24:03	APDを使った線量管理についても、
0:24:07	マニュアルに記載しています。具体的にはまず
0:24:11	個々の作業の作業計画、WAという汚染作業計画っていうものを作ります。
0:24:18	当然その家屋作業によって、1日の目標線量っていうのは、
0:24:23	違いますので、そのRWの中に、
0:24:28	APDの警報設定なんかも、
0:24:31	記載しておりますので、この作業員さんは、自分ところのあるWAの
0:24:37	書かれた
0:24:39	エミで載っけて何ぼというところを把握した上で、
0:24:42	APAを借りる時にですね、傾向設定をして採用する。
0:24:47	実際日々の作業管理の中でAPDは警報が鳴りますので、
0:24:53	その計画線量に達すると、安保解明のアラームになるんですけども、
0:24:59	契約はしたよっていうところがそこでわかるようになってます。当然作業管理の中では
0:25:05	大体3階から4階のアラームだったらもう現場から離れるところがもう教育でも、
0:25:12	そういったところは要求しておりますので、そういった日々の線量を超えないような管理っていうのは、マニュアル中に記載した通り、
0:25:23	作業を行っているという状況でございます。
0:25:28	はい。江藤。規制庁福田ですけどもその辺の管理、運用っていうのは、
0:25:33	今回、何か変わるところはありますか。今回の申請は、特にはないですね従来から行われている。
0:25:40	次、はい、芳賀です承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:45	続きまして廃止措置の方に行きたい。
0:25:49	もう、
0:25:50	まずですね、
0:25:55	ちょっとおつきなところで概念的なところの質問なんですが、性能維持施設というのは、
0:26:01	どういった考えで抽出、選定されてるかっていうところがあれば、
0:26:12	電力の、
0:26:14	M1 施設につきましては、
0:26:18	当初のお考え。
0:26:20	あれですね、今回のAから、
0:26:24	うちの方、個人戦。
0:26:26	変更するという
0:26:27	のでも考え方は変わっておりませんで、
0:26:30	まず、そもそも設置許可の中に書かれている設備設置講座の方も、また、添付 8 のですね、方から、
0:26:40	対象施設というのをつけられておまして、その中から性能維持施設というものを選んでおります。
0:26:50	はい。福原ですけども添付 8。
0:26:53	に書かれてあるものも、性能維持施設の対象となると。
0:27:00	はい、その通りです。
0:27:03	はい。原です。承知しました。事実事実として承知しました。あとですね、確認したいのが、
0:27:18	考え方なんですけれども、今回そのガラスバッジっていうのは、施設施設とか設備ではない。
0:27:27	ていう考えもできるのかな。個人で持っているようなものであって、例えば放射線モニター、エリアモニターとかであれば施設って言われたら設備って出そうかなと思うんです。
0:27:38	ガラスバッジって設備ないっていう考え方もあるかと思うんですけれども。
0:27:44	先ほどの質問とかぶるんですが、
0:27:48	ガラスバッジも、いやいや、性能維持施設ですよっていう考え。
0:27:53	その辺の考え方をちょっと再度確認させてください。
0:28:04	はい。東京電力の大塚です。おっしゃる通り、個人線量計は設備ではないでしょうと。そういうふうな状況でございます。これは土地計画の認可をいただいた時にこの内容で

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:18	審査いただいているので、
0:28:22	この当初申請の時から考えてないっていうのは、
0:28:28	はい、深田です。了解しました。認識しました。私の方からは以上です。続いて、こちら側からね。
0:28:40	減収規制庁の浅野です。
0:28:43	3点あるんですが、
0:28:45	まず1点目は、先ほど規制庁フクハラが、
0:28:50	ことをちょっと再確認なんですけど4ページ、資料1の4ページ目です。
0:28:57	ここで
0:28:59	米印で、2段に書いてある後半部分って、
0:29:03	じゃって終えた事業者、この事業者っていうのは、
0:29:11	電力事業者じゃなくて、いわゆるAPDDとかを、例えばみずから嘘点検で構成したりとか、
0:29:22	或いは供給Dを供給する事業者とそういう意味なのか電力事業者なんかちょっと改めて、
0:29:29	教えてください。
0:29:35	東京電力の甲斐です。
0:29:37	これ特に
0:29:39	電力事業者、
0:29:42	じゃ駄目だとか、そういうのはちょっとないと思いますこのジャグ日程を、
0:29:47	を取った事業者が、
0:29:49	うん。
0:29:52	例えばまさんと〇〇〇〇(関連企業)かデーピー出るメーカーで〇〇〇〇さん(関連企業)と、
0:29:56	有名ですけども、〇〇〇〇んがね、メーカーさんもありますし、
0:30:02	電力が取るっていう場合も、
0:30:05	それはこのジャンル認定っていうのは、
0:30:08	何申請認可を受けて、特に制約はない。
0:30:14	はい。規制庁、松森です。そうしますと、現在、
0:30:20	各電力事業者の方で提案するか或いはところに、
0:30:26	自分たちも含めて、関係するBDを扱ってるところでは、認定受けたものは一切ないという、そういう理解でよろしいですね。
0:30:39	去年わかります。はい、小森です。
0:30:42	大事チャレンジするという
0:30:45	電力事業者があるのは、2週間に1度、すいませんよく今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:51	この
0:30:53	みずからですね、みずから、
0:30:56	この認定事業者、
0:30:59	ん。
0:31:00	予定というのは、電力は1社あるのは、
0:31:04	規制庁赤間です。了解しました。二つ目なんですけど、これも停職規制庁 フクハラの質問。
0:31:13	関連するんですが
0:31:16	性能維持施設なのか云々っていうのがあって、結局添付8。
0:31:22	書いてあるのが、
0:31:26	資料一番19ページ。
0:31:28	資料の文言が、
0:31:30	入って、
0:31:32	ここに外部被ばくによる線量総量を特定するいうば、
0:31:38	警報付デジタル線量計、方っていうのがついてるんですけど、この警報 付デジタル線量計は、このAPDそのものだと思っている。
0:31:50	こういうふうに、ある程度具体的に列挙している。
0:31:55	けど、
0:31:56	これは、
0:31:57	自治体とはちょっと違ってきたんですかね、今後体制を保安規定改正。
0:32:03	置いてるっていう評価なんですけど、だからこれは例示というようなふう に、
0:32:10	解釈してるんでしょうか。
0:32:12	ここのピンバッチ今小現在使っているかどうかわかりませんが、B でも、評価には使わないということなんですけど、この関連性はどうなんで しょう、性能維持施設と。
0:32:53	東京で、
0:32:55	はい。ここ、こちらはですねそうですね。
0:32:59	生業系の種類を、
0:33:02	列記した。
0:33:04	いう。はい。
0:33:06	比留間確かに今はもう使っております。過去には使っていて、
0:33:11	こちらに書いてあるのは、
0:33:16	こういった種類の中のものを使いますよという、理解で、
0:33:22	今、記載が書いてあるという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:31	規制庁、
0:33:33	ですが、
0:33:35	この規定の 100 条の管理に使う機器、103 条には、
0:33:42	載せないっていうのは理解できるんですけど、
0:33:48	こちら野瀬性能維持施設の先ほどの回答は、研修会に書いてある作業に当たるもの。
0:33:55	合わせてるし、
0:33:57	チラー。
0:33:59	開きます。そこで、
0:34:03	受動型線量計を書く、これはやはり、
0:34:07	ここはやっぱり、
0:34:09	本来の運転中停止中の 100 条に関連する
0:34:14	セイキを意識した書き方なのか、先ほどのご回答にあつての技術評価に書いてあるやつで、実際にはABD、
0:34:22	合わせて使っていると思うんで、そんな感じがちょっとわからないけど、もうちょっと詳しく教えていただきたいんですけど。
0:34:29	出荷に書いている後者世界被ばく測定用の経緯。
0:34:35	と、性能維持と関連で先ほど、
0:34:39	添付 8 に書いてあるものがここにあるんですよということなんですけど。
0:34:43	それで、Bでも実際には使っている。
0:34:46	先般心配だし、
0:34:48	弊社自体、
0:34:50	御社で使ってるという、
0:34:53	Wenchuanのいい施設に上げない。
0:34:56	安全はわからない。
0:35:00	東京電力。
0:35:02	先ほど、当社の向田からイトウト。
0:35:05	店舗機能。
0:35:08	等っていうのは、まさに
0:35:12	先ほど檜崎がテンパチから持ってきてるって言うてるの。
0:35:16	うちの資料で、
0:35:18	資料の 4 面で言いますと、
0:35:22	個人管理用測定機器、特定設備及び、
0:35:26	セイキ、
0:35:28	というものを書きましょうっていうので、できて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:32	ここで言うの 11、ごめんなさい、資料トピアス資料 1 の、
0:35:37	30 スライドだと。
0:35:39	11 の 2-3-4、21、2 ポツ、3 ポツという
0:35:44	個人を測定設備及び測定機器と書いてますが、この項目を持ってきてるってということで、
0:35:50	左の方、資料 2-4 スライドに戻りますが、位置構造及び設備のところに書いてるものにつきましては、こここれ性能維持施設ということで、具体的なものを書かないと管理はできないんで、実際に使っているもの。
0:36:04	その種類のその場所を変えているというものでして、
0:36:09	これまでは黒字の APD ということで、シリコン半導体検出器と書いてましたが、今後、使用するものを変えるので、別の方をそういった整理、
0:36:21	規制庁浅尾です。はい。
0:36:23	飯塚。
0:36:25	最後 3 点目、3、
0:36:28	これもう、先ほど福間が、
0:36:32	質問、確認した。
0:36:34	今年なんですけど、
0:36:37	我々編さーん。
0:36:39	部門としては、やはり
0:36:42	野呂阿比留に基づく計画線量の日々の、いちいち線量を超えないっていう、日々の管理ですね作業管理、
0:36:51	なるんですけど、そういう辺もちよっと着目してまして、それはマニュアルの方に、
0:36:58	落とし込まれて、変化はない。
0:37:02	保安規定との結びつきという部分では、このマニュアル内二次三次文書の体系のものの、マニュアルですので保安活動マニュアルだと思うんですけど、
0:37:15	これは例えばこれ日々の計画線上の管理を、
0:37:21	作業管理してやっていくのは怖くてどっかという、3 条の業務の計画を実施。
0:37:29	結びつけてマニュアルができてそれによって、今後は管理していくんですっていう理解でよろしいかどうかちよっとお聞きしたいんですけど。
0:37:42	あ、はいそうですね日々の線量管理は、
0:37:45	その三条の世界の中の、
0:37:50	活動として、具体的に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:53	丸栄っていうところは広域的には書いてませんので、
0:37:57	そこは3に基づく管理の中で、
0:38:01	数を行っていくという理解。
0:38:05	はい。規制庁は3密へ。
0:38:08	理解いたしましてありがとうございました。
0:38:15	オオハン方の千葉です。
0:38:19	まず
0:38:21	現在東京電波の方では、
0:38:24	やる認定、
0:38:27	発注ベースは使用されてるんでしょうか。
0:38:32	はい。
0:38:35	弊社の弊社ではですね、このバランスバッチをちょうどテクノル、
0:38:40	生のあるバッチ処理して、
0:38:46	福島第一福島第一大木さん。
0:38:52	広島です。
0:38:54	柏崎さんと、
0:38:56	団員の方では、
0:38:58	Aのみっていうことです。
0:39:02	何かですね。
0:39:04	衛藤。
0:39:06	そうですね外部被ばく性の以西線量当量っていう、
0:39:10	γ線の
0:39:12	ところ、適切線量当量率を測る測定器は、福島第二柏崎は、EPDM か。
0:39:19	福島第一の方ですね。
0:39:21	厚労省さんの方のガイドラインの要求がありまして、
0:39:25	受動型線量計等、個人線量と両方使えないという言われますので、二 つ併用する形で行う。
0:39:36	持ってきたの。
0:39:38	運用は4月1日かっこおっしゃってましたけど、4月1日からはもう、
0:39:44	ガラスバッチの運用だけなんですか、それともイデの方も、
0:39:52	本当に向田です。
0:39:55	この説明資料の10ページにもありました通り
0:39:58	提案する形になります。評価用としては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:02	自動化線量になりますけれども、日比野線の作業管理はHPACをします。
0:40:10	4月1日からは、五島代理は白根仮屋も、福島第一と同じような運用ということで、
0:40:17	その両方、
0:40:19	線量計をイワコケを処理して、作業を行うという。
0:40:28	移動しますか。ありがとうございます。
0:40:36	規制庁フクハラですけどインダさん以上ですね。はい。すいません。ちょっと私、先ほどの志賀の質問に関連してということは、今回の変更前後で現場の運用、
0:40:49	現場で作業してる人がつけるものってのは変わらない。
0:40:54	現場実態は変わらないっていう認識ですか。よろしいですか。
0:40:59	それからよく向井です。福島第二と柏崎刈羽については、
0:41:03	自動型線量計が以降、
0:41:06	追加され、今までAPDタケナカは、
0:41:09	福島第一同じように両方持つとか、というのが4月すいません。はい。はい、理解し、
0:41:21	はい。
0:41:26	規制庁、高崎です。
0:41:29	新しい事なんていうか、確認をさ、おっしゃることがあるんですけど。
0:41:37	保安規定の
0:41:39	審査基準の適合性の説明。
0:41:45	管理。
0:41:53	規則の第90条の第2項、
0:41:57	配布の希望を、
0:42:00	書かれてるんですけど、その前に
0:42:04	11号とか10アノ15ですね。
0:42:08	こちら、
0:42:10	その線量の管理とかを書くところ。
0:42:13	けど、
0:42:14	そちらの適合性はなぜ書いてないのかっていうのと、あとそちらの基準の方には、
0:42:24	信用保険を超えないための措置で括弧で、個人線量計の管理の方法を含むというふうにして書いてあるんですけど、
0:42:34	個人線量計という言葉がありますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:37	それに
0:42:39	該当するのかもしれないな。
0:42:42	該当しないのであればその理由ですね。
0:42:46	その説明を、が必要になってくると思うんですけど、それを
0:42:53	書いてない理由があるのであれば、設定いたしたいと思います。
0:43:11	当然ですけれども、申し上げます。持ち帰って整理した上で回答させていただきたいと思います。
0:43:20	規制庁のトガサキです。特にですね先ほどの廃止措置の、
0:43:24	チーム、施設の関係を聞いたときに、
0:43:30	そっちの方では、設置許可の本文、
0:43:33	本文がアノて、
0:43:36	18色処理8に書いてあるものを整理施設にしましたというふうにご説明あったと思うんですけど。
0:43:43	そうするとその保安規定の方ですね、法律家の方も、
0:43:48	設置許可の本部、
0:43:51	というのは、
0:43:53	先ほど、
0:43:55	ありましたけど、
0:43:58	そう。
0:44:05	例えば19ページ。
0:44:08	本文には、
0:44:10	申請上、
0:44:13	認可管理、計測という言葉を使っていて、テンパチの方では、
0:44:20	そういう部分もありましたけど、
0:44:23	桐生加治大槻デジタル制御系等書かれていて、
0:44:29	それで、
0:44:31	誘導。
0:44:32	25ページですね、25ページの方の、
0:44:37	生命系は、放射線休職うと、今までは、被ばく管理用計測のところ、ホールボディカウンターと、
0:44:48	それと、
0:44:49	ページ式線量計、
0:44:51	ていうのが使われてたと思うんですけど、そこはだから、
0:44:55	キャパの本が、
0:44:58	テンパチ2アノ制御をしたと思うんですけど、今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:03	廃措置の方は、ほとんど転換して書いてあるものを性能維持施設にしましたっていうご説明なんですけど、そうするとその保安規定の方では、なぜ
0:45:17	ガラスバッジ、自動型の方は、こちらに載せない。
0:45:23	何かそのの、ちょっと
0:45:26	ご説明を、
0:45:28	していただきたいと思います。
0:45:41	はい。東京電力の五島です。江藤。まず先ほどの通りですね、確かにおっしゃる通り、設置許可の方には、こういった線量計を設置しよう。
0:45:51	というような記載がございます。先ほどに対策計画についても、それに基づいて、その成果物を変更していくというようなものになってございますけれども、保安規定の方、今回 103 条の方になりますけれども、
0:46:05	こちらについては
0:46:08	本店の 7 章、放射線管理の部分で、使用するケースを、
0:46:12	かつ、それを事業者として、点検費等を行って整備を担当するというものを 139 というところに、保安規定上の立て付けとしてはなっております。
0:46:23	そのためですね、今回の 7 章の放射線管理というところで予定されてるものにつきましては、こちらの 3 ヶ月単位の測定というところが
0:46:34	柏崎ですと 100 条とかにございますけれども、そちらの方が変わってくるというところでございます。
0:46:40	そうするとですね、103 条に、定期的な測定運営して使うものはというところになるんですけれども、そのためこれまでは、その APD を定期的に測定用いるので、事業者として維持管理をした上で、数量を確保するというと 130 回切ったといった状況でございます。
0:46:58	今回その 103 条の方につきましては、ガラスバッジの変更によってその点検維持というところが弊社ではできなくなるというところでございますので弊社としてのその機能維持をして、それを確保すると。
0:47:10	いう要求はなくなるため、そちらをお客さんにお母さんとする、そういった考え方になってございます。以上です。
0:47:18	貴重です
0:47:22	そうですね。だからその、今のご説明だと、その 133 条の方が、
0:47:30	当然貫通する設備を乗せてるっていう考えだと思うんですけど、それで、外部で管理するものは、ここには載せてないという、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:41	ご説明なんですけど、その考え方ですね、考え方はどこでそういうふう に整理をされてたんですね。
0:47:50	ですから審査基準で言うと、りゅう中国ですと、線量限度を超えない措 置をちゃんと作りなさいって書いてあって、
0:48:02	そこで個人線量計の管理の方を含むという、書いてるんですけど、その 個人線量計に該当するのかしらない。
0:48:14	で、あと先ほどのハタ 130 条の、
0:48:19	被ばく管理用球形設置っていうのは、本当にそういう
0:48:26	それ、
0:48:29	東電の方で管理するものだけを書けばいい。
0:48:32	そうすると、東電で管理しないものっていうのは、どこで担当する。
0:48:37	だから先ほどの線量限度を超えないための措置で、
0:48:42	個人線量計の管理方法を含むという会では、ですから、
0:48:47	そちらはその 1 棟で見えて管理するものに限るというのは、ちょっと書い てないんで、
0:48:53	トータルで管理しないものについても、
0:48:57	どう、どういうふうに担保されるのかですね。
0:49:00	そこでお話審査基準の適合性に関する説明ってのは必要になってくる と。
0:49:07	先ほど、
0:49:09	調達管理でやられるっていうお話があったと思うんですけど、そうすると
0:49:17	その基準適合性のところで、その個人線量計のカードっていうのは、
0:49:23	その個人性の件に該当しないという考えもあると思うんですけど、該当 しなくても、その線量限度を超えないための措置っていうのが必要だと 思いますので、
0:49:34	それは、どういうふうにやられるのかっていう説明は、
0:49:38	必要になるんじゃないかと思います。
0:49:46	東京電力の会社です。
0:49:49	まず、103 条の整理なんですけどもここには所管GMと数量っていうの が書いてあります。
0:49:56	これは
0:49:58	当社が設備として持っているので所管グループがあって、
0:50:03	何台必要か、そういう台数をここに書いてあるんですけども、例えば今 まで個人線量計ですと、奏者を使いまして協力企業さんを全部
0:50:13	同じ基準は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:14	当社が貸し出しているので、
0:50:18	ある程度その団体っていうのを確保するしとけばですね。
0:50:23	線量管理できたんですけども、今度はもう個人で、当社の方は当社で、メーカーさんの部分は、メーカーさんか、もう各自で必要な部分。
0:50:33	調査として数、
0:50:36	購入して使えますので、まず
0:50:39	今までTBLみたいな、うちの会社のどっかのグループが設備として、例えば 6000 台持てれば、当社も協力企業さんも全然やっぱり使えるっていうものを、
0:50:53	であったものですね。
0:50:54	本来は 9 社で、例えば、うちは整理というと、
0:50:58	自社では 3000、2000 人とかそういう形で、それぞれの各その人数分、それぞれの各社で、調達で公示することになりますので、そういった意味では、
0:51:09	当社が全部をまとめてこのなんぼ。
0:51:12	持てれば、運用できるといったものではなくなると。
0:51:17	いうところとあとそれから測定自体のですね、EPであれば測定値は、弊社が使う、貸し出し出てビデオ使って測定したわけですけども、今度は測定自体は、
0:51:29	もうジャムにて事業者しかできなくなりますので、もうそこで閉鎖のポイントであるとしての関わり関わるあり方としては、もう全部認定事業者が行うことになりますので、そこで、
0:51:42	今の扱い方の特定自体の扱い方が変わるというところで、この 130 のところには、
0:51:51	打ち所線量計を変えてしまうと、その辺が普通のうち、
0:51:55	鍛えてしまうんだ。
0:51:57	という認識でございます。それとあと、今今、先ほど最初の方のご質問で、
0:52:03	自動型線量計を正として、使ってる企業、電力事業者につきましては、ここに自動は定量結果書いておりませんので、同じ同じ管理をしていますので、その書類、これまでの
0:52:19	同じ運用されていた電力事業者等の、その記載ぶりというところにもそこが出てしまうので、我々清宮今申し上げたような認識で、
0:52:30	管理するものと、
0:52:34	規制庁のトガサキですけど、今の後者の他社の整理なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:43	その何か整理が何かそういうまとまった、
0:52:47	ものっていうのは何かありますかその考えが先ほど言われたように、
0:52:52	理事者でその管理するようなところを、こちらに書いて、
0:52:57	その他社で管理するようなものは、これは書かないということ。
0:53:02	そういう考え方をまとめたものっていうのがあります。
0:53:09	ちょっと理解いただけますでしょうか。この件に関しましては、ROPの保安規定を認可をいただいた時に、その時に議論がございまして、
0:53:19	今のような書き方というのが確認されたという実績がございまして、その下の方はちょっと、
0:53:25	お願いします。ちょっと、
0:53:43	書いてあるところの観点から今書いてないですか。すいません。
0:53:47	明言を超えない土地のところですけど、
0:53:52	審査基準のところの、はい。こちらについては、
0:53:55	本っていうのは、
0:53:58	線量管理の部分が、
0:54:03	早くですね 100 字を、朝田で 110 億。
0:54:07	シマダイダエミと 46 条に、
0:54:10	3ヶ月に 1 回、
0:54:12	世界に一つ評価しなさい。
0:54:14	そこで線量限度サービスところが、
0:54:18	予定されてますので、限度管理についてはその中で、
0:54:22	実施されてますのでそこについては変更するものでございます。
0:54:27	規制庁っていう形で、それで
0:54:31	各産業の設備を使って、落差 100 条の参戦上限を担保するっていう
0:54:40	場合は、今ですね、
0:54:44	今の説明でいいと思うんですけど今回は、
0:54:49	130 から設備落として、それで、違う手段で、100 条の担保するということなので、
0:54:57	その違う設備でも、100 条の対応がちゃんとできるのかっていうのを説明していただく必要があると考えてるんですけど、確かに、
0:55:07	規定ぶりは変わらないかもしれないんですけど、その基準適合性としては、その審査基準にそういう要求事項があるので、その個人線量計をまず、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:18	該当するのがですね、そのレベルが該当しないのであれば該当する理由ですね、意外とするのであればそれをその設備は何で 130 の方に書いてないんですか。
0:55:32	D値が該当しないのであれば、じゃあ、その線量そういうルールを守るための措置をどういうふう担保されるのかですね、先ほどのご説明だと、
0:55:42	調達、調達管理で対応されるという風な形でしたので、そういう御説明があるのではないんですかっていう趣旨です。
0:55:52	次、
0:55:54	グルーピングを前提として、
0:55:57	はい。
0:55:58	説明はできるか書いてないのか、確か。
0:56:01	東京電力の滝澤でございますけれども、趣旨了解いたしました。この 92 条第 1 項第 11 号に関する適合に関しましても、記載予定としたいと思います。
0:56:43	東京電力の後藤です。先ほどのご質問で
0:56:47	あとですね 130 に記載しないと、そういうような中で実績があるのかというところでございますけれども、P の審査の際にですね、補足説明資料と、
0:56:58	いうところですね、他社さんの資料になってしまうんですけれども、放射線管理についてというところの説明を実施しているという実績がございます。
0:57:08	その中でですね、外部被ばくの線量の測定については個人線量計下の人達等にて行っており、その管理については測定サービス事業者にて実施し、測定サービス事業者への外部委託は、文書等に基づく調達管理をしていると。
0:57:22	いうところを説明されておりますので、この考え方をですね、弊社としてもですね、踏襲いたしまして、今の記載になっているというところが今の考え方でございます。以上です。
0:57:36	我々市長の鳥羽さんですけどちょっとその補足説明資料、ちょっと取れたのかっていうのを、
0:57:43	教えていただきたいと思えます。
0:57:46	はい。東京電力の後藤です。後程、個別接種は、ご連絡させていただこうと思えますので、はい。よろしく願います。はい。ありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:55	それとですね
0:57:57	ちょっと細かいところだと、この間というか、先ほどのちょっとテンパチ
0:58:05	記載ぶりとの関係なんですけど、
0:58:12	私の
0:58:17	19 ページ。
0:58:25	配布のスギノ技術に菅加来。
0:58:31	で、本部とテンパチに階段を入れましたということで、
0:58:38	それで 19 ページを見ると、本文は、個人RT。
0:58:45	計測器って書いてあるわけなんですけど、8 には、フィールド立ち、
0:58:51	警報付デジタル線量計等というふうに書いてあって、
0:58:56	それで、今回、惰性の施設に、今回、今までですね、今まで性能にして
	て、載せてたのは、
0:59:07	ここに書いてあるんですけど、
0:59:11	くらし不信入所ケースと、あとシリコン半導体検出器って書いてあるんで
	すけど、
0:59:18	まず、フラン地区シンチレーション件数っていうのは、
0:59:22	これはホールボディの方なんですか。
0:59:27	東京電力、香月です。
0:59:29	はい。
0:59:31	それで信仰半導体品質というのが、
0:59:34	この
0:59:35	警報付デジタル線量計。
0:59:38	という判断でいい。
0:59:42	こちらは、電子式線量計のことを指して、
0:59:46	すみません添付資料 8 号、
0:59:51	図でいうと、
0:59:54	バッジ警報付デジタル線量計等って書いてますね。
1:00:03	京王の付デジタル線量係数でいいですか。
1:00:08	使える。
1:00:09	そいで、今までは原発には書いてなかったんですけど
1:00:15	等々で、原数はちょっとユリです。
1:00:20	アノを読むという、考えている。
1:00:29	だけです。はいその通りです。わかりました。
1:00:32	それで
1:00:34	そうすると添付資料はちいワー簿はフィルターとか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:41	使わないと本当は記載が必要なんですけど、変更許可とかそういうことにならないで、廃止措置計画の方で、
1:00:50	対象設備を明確にするっていう考えをとってるっていう、よろしいですか。
1:01:01	東京電力、成田。
1:01:02	その通りです。
1:01:04	それで、規制庁のトガサキです。それで、ちょっと先ほど質問があったように、
1:01:10	添付資料ではそのK大槻デジタル線量計というのがまだ残っているんですけど、それをだから今回、
1:01:19	消す理由ですね。
1:01:21	だから、本文とか低空資料に書いてあるものが、
1:01:26	性能維持施設として書きますっていうご説明だったんですけど、
1:01:32	0APDを落とす理由ですね。
1:01:36	はいそっちの方から、
1:01:38	それぞれはどういう理由なんですか。
1:01:52	東京電力。
1:01:56	コーセー。
1:01:57	体制をもらって、
1:02:00	得て使える線量計が、自動型個人戦力になりますので、
1:02:07	電子式線量計の方は、評価に使えないということで、評価に使う線量計として自動でも、
1:02:23	規制庁とか、そうしますと、
1:02:27	今までもあれですかフィルムバッチっていう、
1:02:31	表現は、テンパチにはあったんですけど、
1:02:34	あくまでもその表評価に使う生命評価で使う測定器を載せていて、そういった形をつけて至る線量計だったので、そちらの制度維持施設の方に来た時で、
1:02:46	だっていうね今回それが変わるので、
1:02:52	丸課長の方の記載に変えるっていう、そういう理解でよろしいですか。
1:02:59	東京電力成瀬。
1:03:01	その通りです。
1:03:04	終わりました。
1:03:06	いうふうになるんですけど、
1:03:18	そうですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:19	これちょっと6ページとか7ページとか、あと、
1:03:23	そうですね。
1:03:25	ページの、
1:03:28	農業がですね、ちょっと統一されてない。
1:03:32	の、
1:03:34	例えば回収という言葉ですね、回収っていう言葉を
1:03:40	6ページの方で言うと、
1:03:43	この回収はBですね。
1:03:45	Bの
1:03:48	JRの請負業者をやるっていうふうに書いてあるんですけど、
1:03:52	7ページの方では、当社及び各企業が回収するって見つめるとするより、書いてありますし、
1:04:02	10ページも、
1:04:06	レベルなのでじゃない形で、取りまとめグループ、
1:04:13	管理グループから参集すると書いてあるんで、ちょっとこの回収って言葉とかですね
1:04:20	報告とかも皆、用語がちょっと違うのもあるんですけど、ちょっとここら辺は、
1:04:26	なるべくそろえてもらった方がいいんじゃないかと思います。
1:04:31	それとですね確認なんですけど、7ページの目のポツで、
1:04:37	当社及び各企業が、
1:04:40	調達配管改修するって書いて書いてあるんですけど、これを見ると、
1:04:47	東電とそれ以外の
1:04:50	請負ん業者の方とか、そこが別々に調達配布回収するっていうふうに読めるんですけど、
1:04:59	そういう理解でいいのかっていうと、
1:05:02	あと、その10ページの方の、
1:05:07	回収取りまとめグループと各グループっていう、その関係ですね。
1:05:13	ていうのをちょっと多分、正確にちょっと教えていただきたい。
1:05:18	要は最終的に請負業者の人の部分は、請負業者の方でサービスしてもらった仕組みなのかそれとも請負業者の
1:05:29	管理含めて、ちゃんと東電の方で管理するのかですね、そこがちょっとわからないとあと、その社内規定ではどういうふうになってるんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:40	先ほど言った基準との間、基準適合性との関係で、ちゃんと制御ゲームを超えないために措置として、調達ができない調達でやられるってことなんですけど、
1:05:51	それが東電の社員だけなのか、それとも請負業者の人も含めて含んでいるのかですね、そこをちゃんとわかるように説明してもらいたいと思います。
1:06:02	はい。東京、
1:06:05	7 ページに書きました到達配布っていうのは、これは
1:06:11	当社であれば当社の分だけですので、これは原則で、各、
1:06:17	事業者が線量評価しなさいという要求になっておりますので、
1:06:21	〇〇(関連企業)がその分として回収して、
1:06:27	この場合はルミネスバッジ使ってるので
1:06:32	〇〇〇〇(関連企業)っていう会社にそのバッチを送って測定を依頼して、測定結果も、
1:06:39	当社には来ないこっちませんっていう、〇〇さん(関連企業)は、
1:06:42	いや、依頼、依頼した企業さんのところに、
1:06:45	経過は、
1:06:46	いう形になってもう完全にもっぱら原。
1:06:50	それぞれの会社で、
1:06:53	調査という感じですけど、
1:06:56	カセ、
1:06:57	なので、10 ページに書きました。
1:07:01	取りまとめグループというのは、東京電力の多田福島第二原子力発電所ナカノ、
1:07:09	社員分を集める。
1:07:11	グループということで大体補正管理グループが、
1:07:15	放射線管理部門のグループが取りまとめグループになっておりますので、例えば運転屋さんとか保全屋さんとか、すべての社員の分の
1:07:25	道路線量機を取りまとめ、回収する。
1:07:29	それをまとめて、
1:07:32	認定事業者の方に、
1:07:34	特定になりまして、結果も全部まとめグループの方に通知されるというそういった流れになってございます。
1:07:42	規制庁の小橋です電離則上が、その各社で管理というお話だったんですけど、この炉規法上ですね、炉規法上ササキの中引いた基準関係。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:57	もあるんですけど、今まではAPDでの管理っていうのは、
1:08:04	それは宇都東電だけではなくて、教育業者の方のルールも、
1:08:11	入ってたんじゃないかと思うんですけど、その部分がだから、今後どうなるのかですね、そこをちゃんと説明してもらいたと思います。はい。どうぞ、向井です。
1:08:23	その回収して、測定結果がわかる企業さん。
1:08:29	データが送られてくるんですけどもその結果については、すべて東京電力の方に結果を、
1:08:36	通知することになっておりまして、
1:08:39	ポートレートの方で、ファジーなシステムっていう、線量管理システムを持ってるんですけども、そこにすべて社員部分とスズキを、
1:08:49	その発生時に働くすべての放射線業務従事者の線量管理はそのシステムを行っておりますので、必ず企業さんは、線量が出たらですね、
1:09:01	東京電力にそのデータを毎月提出すると、いったことが放射線管理仕様書の法定要求をして、企業さんもそれに基づいて、
1:09:12	行っていますので、線量限度管理という意味では、東京電力が、すべての保守業務従事者の火力なんて、
1:09:20	整理してこれは今までこれまでも必ず、
1:09:23	この運用始まってからも、については変更する。
1:09:28	継続して実施することください
1:09:34	規制庁戸ヶ崎です。まず放射線管理しようというのは、社内規定の一部なんです。
1:09:43	朝日寒河江。
1:09:45	でございます。はい。社内規定です。
1:09:49	そうすると、社内規定に基づいて、協力会社の線量についても、東電の方で管理するっていう規定がすでにあるっていう、あります。それで工事を契約する時には必ず防災管理、仕様書というのは契約書の中に入っておりますので、
1:10:05	それに基づいてくれるキタザワ。
1:10:07	その指示に従って対応。
1:10:09	先生。
1:10:12	はい、わかりました。ちょっと、そういう基準適合性の関係で、そういう調達管理でやられますっていう説明があるんで、そこをちゃんと
1:10:26	既協力企業、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:28	を含めて、ちゃんとを社内規定等に基づいて管理、できるということを、ちゃんと説明していただきたいと思います。はい、小路です。はい、承知します。
1:10:42	調達管理のところはあくまで購入するところだけですので、きちんと保管仕様書でどういうことを言っていて、
1:10:49	地域の線量を通知するということも含めて、整理してですね。
1:10:54	資料の方に反映したいと思います。
1:10:57	市長。
1:10:58	そうすると
1:11:01	金奏樹品質マネジメントシステムの調達だけではなくて、
1:11:06	他のところで読むってということなんですか。
1:11:10	ちょだ。
1:11:12	その東電さんの分、当然の分の
1:11:15	ガラスバッチのあれですねこの管理は、それが
1:11:20	品質マネジメントの調達でよく読むと思うんですけど、その協力、企業の場合は、その調達ではなくて違うところがあるということで、
1:11:37	はい。向井です。そして協力企業さんに関しましては、その防止性管理仕様書で要求しておりますので、
1:11:44	フォンツとかじゃなくてその他仕様書の中で、
1:11:48	4、
1:11:50	お聞きしている。
1:11:51	管理しているという。
1:11:54	金融庁のカセですけどその壁、放射線管理仕様書は元は保安規定に結びついてんじゃないですか。
1:12:07	30 調達資料中に入ってるんですよ。
1:12:11	そう。そうです。あと、保安規定が一番最後に、協力企業への重視事項ってというのが、保全管理上、全般ですけども、
1:12:32	168 億ほど協力企業の放射線防護っていうところ。
1:12:36	これは他仕様書に。
1:12:39	の方で、重視事項定めて、
1:12:44	放射線保険の方はその方から中小の
1:12:49	事態が、
1:12:50	しないうちに所長が承認を得るですとか、
1:12:55	取引を伝えて、従事させる措置を講じると書いてありますけども、方法書部分当たる部分がこの 160。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:06	規制庁の総括わかりましたじゃ、そのの、
1:13:10	わかるように、
1:13:12	調達管理、調達だけではなくて、そっからの、
1:13:16	関係するところがあるのであればそれもわかるようにしていただきたい。
1:13:23	はい、大丈夫です。そうしました。
1:13:32	ですね。
1:13:35	もう1回確認なんですけど、
1:13:38	ホアシの4ページの、
1:13:45	チャレンジ
1:13:47	それは原子力事業者なんですかそれともメーカー、メーカー、東京電力、会田です。〇〇さん(他企業)ですかね。はい。
1:13:59	〇〇〇〇(他企業のため伏せる)さんが、その関連する、
1:14:03	ちょっと詳しい話はよくわかんないですけども、
1:14:11	その関連会社に、
1:14:14	てもらう。ちょっとすいません、ちょっと詳しい話は、
1:14:17	わかりませんけども、〇〇〇〇さんが、自分で取得にチャレンジするっていうお話を伺ったことがあります。
1:14:27	わかりました。いずれにせよ、今はまだ認定はされてるっていうことです。わかりました。
1:14:34	私からは、
1:14:40	はい。一通り意見が出ました。で、
1:14:45	ちょっと今までのところをざっくりまとめますと、大きく言えば2点かなと。
1:14:51	思っております。1点目は、
1:14:55	設置許可に書いてある、
1:14:59	設備と、あと性能維持施設の関係。
1:15:03	ですね、設置許可添付八に書いてあるものと、性能維持施設としてのものの関係。
1:15:11	が一つ大きな、話にあったかと思います。で、先ほどの話ではごめんなさい先ほどおっしゃったことが全部ただ、
1:15:21	よく調べると実はこうでしたっていう話を、があってもいいと思ってるんですが、先ほどあったのが、テンパチはあくまで例示ですよという話があっ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	たかと思います。で、廃止措置の方は、具体的に使ってるもの、被災しないと分かんないよねっていう話があったと。
1:15:36	あとそれに関連してそもそも性能維持施設ってどう抽出したんですかどう選定してしたんですかっていうところ、その辺の話もありました。
1:15:47	本文、設置許可の本文とかテンパチに書いてあるものを性能維持施設としてますよという話があって、
1:15:54	多分その面談にはですね、いろいろプロセスがあると思うんですけどもざっくり言うと、多分、設置許可になる。
1:16:01	が、
1:16:02	で、かつ、こうこうこうであれば性能維持施設、
1:16:05	そういう流れなのかなと認識しておりますそのちょっと詳しいところはまた審査会合までに確認いただければと思います。あともう1点ですね大きくあったのが、
1:16:16	基準の適合の話です。
1:16:19	ページ 34 ページのところにはですね、
1:16:24	に書いてない中、51 号の適合性ですね。
1:16:28	ページ 34 にはですね、書いてないところの 5 の適合性も、の確認も必要なかもしれないっていうことを、
1:16:37	こちらから言いました。
1:16:39	審査基準の適合性に関する説明が必要になってきますよと。
1:16:45	今回アノAppがガラスバッジになっても審査基準を満たすことがわかるような記載が必要ではなかろうかと。
1:16:51	して、協力企業も東電が見ていることがわかるようなところ。あと、あとそれに関連してですねAPDはそもそも個人線量計に該当するんですかってそういう話も出たかと思います。
1:17:05	はい。大きく分けては、その時点、
1:17:08	メガ設置許可と、性能維持施設の関係、2 点目が、基準ですね、審査基準の適合性の話、ページ 34 に書いてある以外の 1051 号、
1:17:19	その辺の適合性の確認も必要じゃなかろうかと。
1:17:23	いう話が出ました。
1:17:25	今までのところで何かございますか。
1:17:28	東京電波を手伝って何か確認させていただきますと、エフ・シー・シー基準の適合性のところ、
1:17:36	ですけれども、
1:17:39	見てんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:41	92 条第 1 項第 11 号のところに線量線量当量、汚染の除去と書いてあります。そのところとの整合性。
1:17:50	貧乏という話もありますでしょうか。
1:17:52	はい。
1:17:54	廃止措置のあれ方でございます。はい。
1:18:05	アノ
1:18:06	先ほど
1:18:08	ここの 11 号の個人線量計の管理の方法を含むところの個人線量計や、
1:18:17	ページに、さっき認識生命も入るのかという話を、
1:18:23	わかったんですけど、今回の自動自動型のものも入るかどうか。
1:18:29	その整理、説明をお願いします。
1:18:38	はい。
1:18:40	大丈夫でしょうか。
1:18:43	はい。それでは、
1:18:46	えーとですね、実はもう一つ、今回の変更認可申請として、
1:18:52	意識を変えますよということが、あるんですけども、こちらに組織会議、
1:18:58	ね。
1:18:59	ましては、秘密事項が含まれますので、録音して、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。
1:19:09	今までのところで大丈夫ですかね。
1:19:12	はい。
1:19:12	じゃどこがあります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。